

**鳥取県告示第382号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人だん さと 理事長 森沢 照秋	鳥取市吉岡温泉町 52-1	社会福祉法人だん さと居宅介護支援セ ンター暖の里	鳥取市吉岡温泉町52 -1	平成21年4月1 日